

令和7年度 介護サービス事業所等に係る集団指導

**福祉用具貸与・介護予防福祉用具貸与
特定福祉用具販売・特定介護予防福祉用具販売**

令和7年7月

佐賀県健康福祉部 長寿社会課

目次

1. <u>介護保険法による定義</u>	2
2. <u>基本方針</u>	3
3. <u>人員に関する基準</u>	5
4. <u>設備に関する基準</u>	6
5. <u>運営に関する基準</u>	7
6. <u>福祉用具貸与費の算定及び取扱い</u>	32
7. <u>福祉用具購入費の算定及び取扱い</u>	39
8. <u>届出関係</u>	40
9. <u>過去の指導・監査時の指摘事項</u>	41
中山間地域等一覧	別紙 1
福祉用具貸与の種目	別紙 2
特定福祉用具の種目	別紙 3

1. 介護保険法による定義

福祉用具貸与

居宅要介護者について福祉用具のうち厚生労働大臣が定めるものの政令で定めるところにより行われる貸与をいう。（介護保険法第8条第12項）

介護予防福祉用具貸与

居宅要支援者について福祉用具のうちその介護予防に資するものとして厚生労働大臣が定めるものの政令で定めるところにより行われる貸与をいう。（介護保険法第8条の2第10項）

福祉用具販売

居宅要支援者について福祉用具のうちその介護予防に資するものであって入浴又は排せつの用に供するものその他の厚生労働大臣が定めるものの政令で定めるところにより行われる販売をいう。（介護保険法第8条第13項）

特定介護予防福祉用具販売

居宅要介護者について福祉用具のうちその介護予防に資するものであって入浴又は排せつの用に供するものその他の厚生労働大臣が定めるものの政令で定めるところにより行われる販売をいう。（介護保険法第8条の2第11項）

○福祉用具

心身の機能が低下し日常生活を営むのに支障がある要介護者等の日常生活上の便宜を図るための用具及び要介護者等の機能訓練のための用具であって、要介護者等の日常生活の自立を助けるためのものをいう。

○居宅要介護者

居室（老人福祉法（昭和38年法律第133号）第20条の6に規定する軽費老人ホーム、同法第29条第1項に規定する有料老人ホーム（第11項及び第21項において「有料老人ホーム」という。）その他の厚生労働省令で定める施設における居室を含む。）において介護を受けるもの

○厚生労働省令で定める施設における居室

老人福祉法（昭和38年法律第133号）第20条の4に規定する養護老人ホーム、同法第20条の6に規定する軽費老人ホーム及び同法第29条第1項に規定する有料老人ホーム

2. 基本方針

福祉用具貸与（居宅基準第 193 条）

指定居宅サービスに該当する**福祉用具貸与**（以下「指定福祉用具貸与」という。）の事業は、要介護状態となった場合においても、その利用者が可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、利用者の心身の状況、希望及びその置かれている環境を踏まえた適切な福祉用具（法第八条第十二項の規定により厚生労働大臣が定める福祉用具をいう。以下この章において同じ。）の選定の援助、取付け、調整等を行い、福祉用具を貸与することにより、利用者の日常生活上の便宜を図り、その機能訓練に資するとともに、利用者を介護する者の負担の軽減を図るものでなければならない。

介護予防福祉用具貸与（予防基準第 265 条）

指定介護予防サービスに該当する**介護予防福祉用具貸与**（以下「指定介護予防福祉用具貸与」という。）の事業は、その利用者が可能な限りその居宅において、自立した日常生活を営むことができるよう、利用者の心身の状況、希望及びその置かれている環境を踏まえた適切な福祉用具（法第八条の二第十項の規定により厚生労働大臣が定める福祉用具をいう。以下この章において同じ。）の選定の援助、取付け、調整等を行い、福祉用具を貸与することにより、利用者の生活機能の維持又は改善を図るものでなければならない。

特定福祉用具販売（居宅基準第 207 条）

指定居宅サービスに該当する**特定福祉用具販売**（以下「指定特定福祉用具販売」という。）の事業は、要介護状態となった場合においても、その利用者が可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、利用者の心身の状況、希望及びその置かれている環境を踏まえた適切な特定福祉用具（法第八条第十三項の規定により厚生労働大臣が定める特定福祉用具をいう。以下この章において同じ。）の選定の援助、取付け、調整等を行い、特定福祉用具を販売することにより、利用者の日常生活上の便宜を図り、その機能訓練に資するとともに、利用者を介護する者の負担の軽減を図るものでなければならない。

特定介護予防福祉用具販売（予防基準第 281 条）

指定介護予防サービスに該当する**特定介護予防福祉用具販売**（以下「指定特定介護予防福祉用具販売」という。）の事業は、その利用者が可能な限りその居宅において、自立した日常生活を営むことができるよう、利用者の心身の状況、希望及びその置かれている環境を踏まえた適切な特定介護予防福祉用具（法第八条の二第十一項の規定により厚生労働大臣が定める特定介護予防福祉用具をいう。以下この章において同じ。）の選定の援助、取付

け、調整等を行い、特定介護予防福祉用具を販売することにより、利用者の心身機能の維持回復を図り、もって利用者の生活機能の維持又は向上を目指すものでなければならない。

3. 人員に関する基準

福祉用具専門相談員

①事業所ごとに置くべき福祉用具専門相談員の員数は、常勤換算方法で2以上。

(居宅基準第194条・第208条及び予防基準第266条・第282条)

○常勤換算方法

当該事業所の従業者の勤務延時間数を、当該事業所において常勤の従業者が勤務すべき時間数(32時間を下回る場合は32時間を基本とする)で除することにより、当該事業所の従業者の員数を常勤の従業者の員数に換算する方法をいう。

雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保等に関する法律(昭和47年法律第113号)第13条第1項に規定する措置又は育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律(平成3年法律第76号)第23条第1項に規定する所定労働時間の短縮措置若しくは厚生労働省「事業場における治療と仕事の両立支援のためのガイドライン」に沿って事業者が自主的に設ける所定労働時間の短縮措置が講じられている者については、利用者の処遇に支障がない体制が事業所として整っている場合は、例外的に常勤の従業者が勤務すべき時間数を30時間として取り扱うことを可能とする。

②当該指定福祉用具貸与事業者が、指定介護予防福祉用具貸与、指定特定福祉用具販売又は指定介護予防福祉用具販売に係る事業者の指定を併せて受ける場合であって、これらの指定に係る事業所と指定福祉用具貸与事業所が一体的に運営される場合

⇒常勤換算方法で2以上の福祉用具専門相談員を配置することをもって、これらの指定に係るすべての人員基準を満たしているものとみなすことができる。

【例】同一の事業所において、指定福祉用具貸与、指定介護予防福祉用具貸与、指定特定福祉用具販売及び指定介護予防福祉用具販売の4つの指定を併せて受けている場合であっても、これらの運営が一体的になされているのであれば、福祉用具専門相談員は常勤換算方法で2人でもって足りるものである。

福祉用具専門相談員の資格要件 (介護保険法施行令第4条第1項)

下記のいずれかに該当する者。

保健師、看護師、准看護師、理学療法士、作業療法士、社会福祉士、介護福祉士、義肢装具士、都道府県知事が指定した福祉用具専門相談員指定講習事業者により行われる福祉用具専門相談員指定講習会修了者

の修了者、介護職員初任者研修課程の修了者)は除かれており、福祉用具専門相談員としての業務を行うことはできないので注意すること。

「福祉用具専門相談員について」の一部改正について(平成26年12月12日老振発1212第1号)

管理者（居宅基準第 195 条・第 209 条、予防基準第 267 条・第 283 条）

事業所ごとに専らその職務に従事する**常勤の者を 1 名**。

以下の場合であって、当該事業所の管理業務に支障がないときは、他の職務を兼ねることができる。

- ①当該福祉用具貸与（特定福祉用具販売）事業所の福祉用具専門相談員として職務に従事
- ②同一の事業者によって設置された他の事業所、施設等の管理者又は従業者としての職務に従事する場合であって、当該他の事業所、施設等の管理者又は従業者としての職務に従事する時間帯も、当該福祉用具貸与（特定福祉用具販売）事業所の利用者へのサービス提供の場面等で生じる事象を適時かつ適切に把握でき、職員及び業務の一元的な管理・指揮命令に支障が生じない場合（他事業所、施設等の事業の内容は問わないが、例えば、管理すべき事業所数が過剰であると個別に判断される場合や、併設される入所施設において入所者に対しサービス提供を行う看護・介護職員と兼務する場合（施設における勤務時間が極めて限られている場合を除く。）、事故発生時等の緊急時において管理者自身が速やかに当該指定福祉用具貸与（特定福祉用具販売）事業所又は利用者へのサービス提供の現場に駆け付けることができない体制となっている場合などは、管理業務に支障があると考えられる。）

管理者の責務

介護保険法の基本理念を踏まえた利用者本位のサービス提供を行うため、利用者へのサービス提供の場面等で生じる事象を適時かつ適切に把握しながら、従業者及び業務の管理を一元的に行うとともに、当該指定訪問入浴介護事業所の従業者に居宅基準の第 3 章第 4 節の規定を遵守させるため必要な指揮命令を行うこと。

4. 設備に関する基準

（居宅基準第 196 条・第 210 条、予防基準第 268 条・第 284 条）

【福祉用具貸与・特定福祉用具販売】

- ・利用申込の受付、相談等の事業の運営を行うために必要な広さの区画
※プライバシーの保護に配慮しスペースを確保すること
- ・その他必要な設備及び備品等

【福祉用具貸与】

- ・福祉用具の保管及び消毒のために必要な設備及び器材
※委託等により福祉用具の保管又は消毒を他の事業者に行わせる場合にあつては、福祉用具の保管又は消毒のために必要な設備又は器材を有しなくても差し支えない。

○設備及び機材の基準

(福祉用具の保管のために必要な設備)

- ・清潔であること
- ・既に消息又は補修がなされている福祉用具とそれ以外の福祉用具を区分することが可能であること

(福祉用具の消毒のために必要な機材)

- ・取り扱う福祉用具の種類及び材質等からみて適切な消毒効果を有するものであること

5. 運営に関する基準

内容及び手続きの説明及び同意【福祉用具貸与・特定福祉用具販売】

(居宅基準第8条(第205条・第216条準用)、予防基準第49条の2(第276条・第289条準用))

事業者は、福祉用具貸与等の提供の開始に際し、あらかじめ、利用申込者又はその家族に対し、運営規程の概要、福祉用具専門相談員の勤務の体制、事故発生時の対応、苦情受付及び処理の体制、その他の利用申込者のサービスの選択に資すると認められる重要事項を記した文書を交付して利用申込者に対し説明を行い、当該提供の開始について同意を得なければならない。なお、当該同意については、利用者及び事業者の双方の保護の立場から書面によって確認することが望ましい。

提供拒否の禁止【福祉用具貸与・特定福祉用具販売】

(居宅基準第9条(第205条・第216条準用)、予防基準第49条の3(第276条・第289条準用))

事業者は、正当な理由なく福祉用具の貸与又は販売の提供を拒んではならない。

【正当な理由とは】

- ①事業所の現員では利用申込に応じきれない場合。
 - ②利用申込者の居住地が通常の事業の実施地域外であり対応が困難な場合。
 - ③適切な福祉用具を提供することが困難な場合である場合。
- 特に要介護度や所得の多寡を理由にサービスの提供を拒否してはならない。

サービス提供困難時の対応【福祉用具貸与・特定福祉用具販売】

(居宅基準第10条(第205条・第216条準用)、予防基準第49条の4(第276条・第289条準用))

事業者は、当該事業所の現員、通常の事業の実施地域、取り扱う福祉用具の種目等を勘案し、利用申込者に対し自ら適切な福祉用具貸与等を提供することが困難であると認めた場合は、当該利用申込者に係る居宅介護支援事業者への連絡、適当な他の福祉用具貸与等事

業者等の紹介、その他の必要な措置を速やかに講じなければならない。

受給資格等の確認【福祉用具貸与・特定福祉用具販売】

（居宅基準第 11 条（第 205 条・第 216 条準用）、予防基準第 49 条の 5（第 276 条・第 289 条準用））

- （1）事業者は、福祉用具貸与等の提供を求められた場合には、その者の提示する被保険者証によって、被保険者資格、要介護認定等の有無及び要介護認定等の有効期間を確認しなければならない。
- （2）事業者は、被保険者証に、認定審査会意見が記載されているときは、当該認定審査会意見に配慮して、福祉用具貸与等を提供するよう努めなければならない。

※ 介護保険負担割合証についても、発行時期に注意しておくこと。

要介護認定等の申請に係る援助【福祉用具貸与・特定福祉用具販売】

（居宅基準第 12 条（第 205 条・第 216 条準用）、予防基準第 49 条の 6（第 276 条・第 289 条準用））

- （1）事業者は、福祉用具貸与等の開始に際し、要介護認定等を受けていない利用申込者については、要介護認定等の効力が申請時に遡ることにより、福祉用具貸与等の利用に係る費用が保険給付の対象となり得ることを踏まえ、要介護認定等の申請が既に行われているかどうかを確認し、申請が行われていない場合は、当該利用申請者の意思を踏まえて速やかに当該申請が行われるよう必要な援助を行わなければならない。
- （2）事業者は、居宅介護支援（これに相当するサービスを含む。）が利用者に対して行われていない等の場合であって、必要と認めるときは、要介護認定等の更新の申請が、遅くとも当該利用者が受けている要介護認定等の有効期間が終了する 30 日前にはなされるよう、必要な援助を行わなくてはならない。

心身の状況等の把握【福祉用具貸与・特定福祉用具販売】

（居宅基準第 13 条（第 205 条・第 216 条準用）、予防基準第 49 条の 7（第 276 条・第 289 条準用））

事業者は、福祉用具貸与等の提供に当たっては、利用者に係る居宅介護支援事業者が開催するサービス担当者会議等を通じて、利用者の心身の状況、その置かれている環境、他の保健医療サービス又は福祉サービスの利用状況等の把握に努めなければならない。また、要介護認定の更新及び変更、サービス内容の変更（貸与品目の変更、追加等）の場合には同様の処置を行う。

居宅介護支援事業者等との連携【福祉用具貸与・特定福祉用具販売】

(居宅基準第 14 条 (第 205 条・第 216 条準用)、予防基準第 49 条の 8 (第 276 条・第 289 条準用))

- (1) 事業者は、福祉用具貸与等の提供に当たっては、居宅介護支援事業者、その他保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との密接な連携に努めなければならない。
- (2) 事業者は、福祉用具貸与等の提供の終了に際しては、利用者又はその家族に対して適切な相談又は助言を行うとともに、当該利用者に係る居宅介護支援事業者に対する情報の提供及び保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との密接な連携に努めなければならない。

法定代理受領サービスの提供を受けるための援助【福祉用具貸与】

(居宅基準第 15 条 (第 205 条準用)、予防基準第 49 条の 9 (第 276 条準用))

事業者は、福祉用具貸与の提供の開始に際し、利用申込者が介護保険法施行規則第 64 条各号のいずれにも該当しないときは、当該利用申込者又はその家族に対し、居宅サービス計画の作成を居宅介護支援事業者に依頼する旨を市町村に対して届け出ること等により、福祉用具貸与等の提供を法定代理受領サービスとして受けることができる旨を説明すること、居宅介護支援事業者に関する情報を提供すること、その他の法定代理受領サービスを行うために必要な援助を行わなければならない。

居宅サービス計画に沿ったサービスの提供【福祉用具貸与・特定福祉用具販売】

(居宅基準第 16 条 (第 205 条・第 216 条準用)、予防基準第 49 条の 10 (第 276 条・第 289 条準用))

事業者は、居宅サービス計画が作成されている場合は、当該計画に沿った福祉用具貸与等を提供しなければならない。

居宅サービス計画等の変更の援助【福祉用具貸与・特定福祉用具販売】

(居宅基準第 17 条 (第 205 条・第 216 条準用)、予防基準第 49 条の 11 (第 276 条・第 289 条準用))

事業者は、利用者が居宅サービス計画の変更を希望する場合は、当該利用者に係る居宅介護支援事業者への連絡、その他の必要な援助を行わなければならない。

身分を証する書類の携行【福祉用具貸与・特定福祉用具販売】

(居宅基準第 18 条 (第 205 条・第 216 条準用)、予防基準第 49 条の 12 (第 276 条・第 289 条準用))

事業者は、従業者に身分を証する証書や名札等を携行させ、利用者又はその家族から求められたときは、これを提示しなければならない。

【身分を証する書類とは】

事業所の名称、従業者の氏名を記載するものとし、当該従業者の写真や職能の記載を行うことが望ましい。

サービスの提供の記録【福祉用具貸与・特定福祉用具販売】

(居宅基準第 19 条 (第 205 条準用)、第 211 条、予防基準第 49 条の 13 (第 276 条準用)、第 285 条)

【福祉用具貸与】

- (1) 事業者は、福祉用具貸与を提供した際には、当該福祉用具貸与の提供の開始日及び終了日並びに種目及び品名、当該福祉用具貸与について法第 41 条第 6 項 (法第 53 条第 4 項) の規定により利用者に代わって支払を受ける居宅介護サービス費 (介護予防サービス費) の額、その他必要な事項を、利用者の居宅サービス計画を記載した書面又はこれに準ずる書面に記載しなければならない。

【福祉用具貸与・特定福祉用具販売】

- (2) 事業者は、福祉用具貸与等を提供した際には、提供した具体的なサービス内容等を記録するとともに、利用者からの申出があった場合には、文書の交付、その他適切な方法により、その情報を利用者に対して提供しなければならない。

利用料等の受領・販売費用の額等の受領【福祉用具貸与・特定福祉用具販売】

(居宅基準第 197 条・第 212 条、予防基準第 269 条・第 286 条)

【福祉用具貸与】

- (1) 事業者は、法定代理受領サービスに該当する福祉用具貸与を提供した際には、その利用者から利用料の一部として、当該福祉用具貸与に係る居宅介護サービス費用基準額 (介護予防サービス費用基準額) から当該事業者を支払われる居宅介護サービス費 (介護予防サービス費) の額を控除して得た額の支払を受ける。

福祉用具貸与事業者が

- ①受領した自己のサービス提供に係る利用者負担 (特定福祉用具の購入に要した費用)を金品その他の財産上の利益に替えて直接的または間接的に供与し、事実上自己の利用者の利用者負担の全部又は一部を軽減している場合
- ②自己以外の者が自己のサービス提供に係る (特定福祉用具の購入に係る)利用者負担を前提として、自己の利用者に対して金品その他の財産上の利益を供与している場合
- ・・・介護保険への請求は行えません。

【解釈通知第 3 の 1 の 3 (1)】

【福祉用具貸与】

- (2) 事業者は、法定代理受領サービスに該当しない福祉用具貸与を提供した際にその利用者から支払を受ける利用料の額と、指定福祉用具貸与に係る居宅介護サービス費用基準額（介護予防サービス費用基準額）との間に、不合理な差額が生じないようにする。

利用者間の公平及び利用者の保護の観点から、法定代理受領サービスでない指定福祉用具貸与を提供した際に、その利用者から支払を受ける利用料の額と、法定代理受領サービスである指定福祉用具貸与に係る費用の額の間に、一方の管理経費の他方への転嫁等による不合理な差額を設けてはならないこととしたものである。

なお、そもそも介護保険給付の対象となる指定福祉用具貸与のサービスと明確に区分されるサービスについては、次のような方法により別の料金設定をして差し支えない。

- イ 利用者に、当該事業が指定福祉用具貸与の事業とは別事業であり、当該サービスが介護保険給付の対象とならないサービスであることを説明し、理解を得ること。
- ロ 当該事業の目的、運営方針、利用料等が、指定福祉用具貸与事業所の運営規程とは別に定められていること。
- ハ 会計が指定福祉用具貸与の事業の会計と区分されていること。

※指定福祉用具貸与は継続的な契約であるとともに利用者と対面する機会が少ないことから、指定福祉用具貸与事業者は、利用者から前払いにより数箇月分の利用料を徴収することも可能であるが、その場合には、要介護者等の要介護認定の有効期間を超える分について前払いにより利用料を徴収してはならない。

【特定福祉用具販売】

- (3) 事業者は、指定特定福祉用具販売を提供した際には、法第 44 条第 3 項に規定する現に当該特定福祉用具の購入に要した費用の額の支払を受けるものとする。

【福祉用具貸与・特定福祉用具販売】

- (4) 指定福祉用具貸与事業者は (2)、指定特定福祉用具販売事業者は (3) の支払を受ける額のほか、次に掲げる費用の額の支払を利用者から受けることができる。

- 一 通常の事業の実施地域以外の地域において指定福祉用具貸与又は指定特定福祉用具販売を行う場合の交通費
- 二 (特定) 福祉用具の搬出入に特別な措置が必要な場合の当該措置に要する費用

居宅基準第 197 条第 3 項は、指定福祉用具貸与事業者は、指定福祉用具貸与の提供に関し、

- イ 通常の事業の実施地域以外の地域において指定福祉用具貸与を行う場合の交通費
- ロ 特定福祉用具の搬入又は福祉用具の搬出入に通常必要となる人数以上の従事者やクレーン車が必要になる場合等特別な措置が必要な場合の当該措置に要する費用

については、(2) の利用料のほかに、利用者から支払を受けることができるものとし、介護保険給付の対象となっているサービスと明確に区分されないあいまいな名目による費用

の支払を受けることは認めないこととしたものである。

【福祉用具貸与・特定福祉用具販売】

- (5) 指定福祉用具貸与事業者又は指定特定福祉用具販売事業者は、(4) の費用の額に係るサービスの提供に当たっては、あらかじめ、利用者又はその家族に対し、当該サービスの内容及び費用について説明を行い、利用者から書面により同意を得なければならない。

【福祉用具貸与】

- (6) 指定福祉用具貸与事業者は、あらかじめ定めた期日までに利用者から利用料又はその一部の支払がなく、その後の請求にもかかわらず、正当な理由なく支払に応じない場合は、当該福祉用具貸与に係る福祉用具を回収すること等により、当該福祉用具貸与の提供を中止することができる。

利用者がその負担すべき利用料を支払わずに、福祉用具を使用し続ける事態を防止するため、そのような場合には指定福祉用具貸与事業者が福祉用具を回収すること等により、当該指定福祉用具貸与の提供を中止できる旨を定めたものである。

保険給付の請求のための証明書の交付【福祉用具貸与】

(居宅基準第 21 条 (第 205 条準用)、予防基準第 50 条の 2 (第 276 条準用))

指定福祉用具貸与事業者は、法定代理受領サービスに該当しない指定福祉用具貸与に係る利用料の支払を受けた場合は、提供した指定福祉用具貸与の種目、品名、費用の額、その他利用者が保険給付を請求する上で必要と認められる事項を記載したサービス提供証明書を利用者に対して交付しなければならない。

保険給付の申請に必要な書類等の交付【特定福祉用具販売】

(居宅基準第 213 条、予防基準第 287 条)

指定特定福祉用具販売事業者は、特定福祉用具販売に係る販売費用の額の支払を受けた場合は、次に掲げる事項を記載した書面を利用者に対して交付しなければならない。

- 1 当該指定特定福祉用具販売事業所の名称
- 2 販売した特定福祉用具の種目及び品目の名称及び販売費用の額その他保険給付の申請のために必要と認められる事項を記載した証明書
- 3 領収書
- 4 当該特定福祉用具のパンフレットその他の当該特定福祉用具の概要

福祉用具貸与等の基本取扱方針

(居宅基準第 198 条、居宅基準第 198 条 (第 216 条準用)、予防基準第 277 条、第 290 条)

- (1) 福祉用具貸与等は、利用者の要介護状態等の軽減又は悪化の防止並びに利用者を介護する者の負担の軽減に資するよう (利用者の介護予防に資するよう)、その目標を設定し、計画的に行わなければならない。
- (2) 事業者は、常に、清潔かつ安全で正常な機能を有する福祉用具の貸与・販売をしなければならない。
- (3) 事業者は、自らその提供する (指定介護予防) 福祉用具貸与又は販売の質の評価を行い、常にその改善を図らなければならない。
- (4) 事業者は、利用者ができる限り要介護状態とならないで自立した日常生活を営むことができるよう支援することを目的とするものであることを常に意識してサービスの提供に当たらなければならない。
- (5) 事業者は、利用者がその有する能力を最大限活用することができるような方法によるサービスの提供に努めなければならない。サービスの提供に当たって、利用者ができないことを単に補う形でのサービス提供は、かえって利用者の生活機能の低下を引き起こし、サービスへの依存を生み出している場合があるとの指摘を踏まえ、「利用者の自立の可能性を最大限引き出す支援を行う」ことを基本として、利用者のできる能力を阻害するような不適切なサービス提供をしないよう配慮すること。

福祉用具貸与・特定福祉用具販売の具体的取扱方針

(居宅基準第 199 条、第 214 条、予防基準第 278 条・第 291 条)

【福祉用具貸与・特定福祉用具販売】

- (1) 福祉用具貸与又は特定福祉用具販売の提供に当たっては、次条第 1 項に規定する福祉用具貸与計画又は福祉用具販売計画に基づき、福祉用具が適切に選定され、かつ使用されるよう、専門的知識に基づき相談に応じるとともに、目録等の文書を示して福祉用具の機能、使用方法、利用料、全国平均貸与価格 (福祉用具貸与のみ) 等に関する情報を提供し、サービスの提供方法等について、理解しやすいように説明を行い、個別の福祉用具の貸与又は販売に係る同意を得るものとする。

【福祉用具貸与】

居宅基準第 199 条は、指定福祉用具貸与に係る福祉用具専門相談員の業務の方針、手続を明確にしたものであり、福祉用具専門相談員は原則としてこれらの手続を自ら行う必要がある。なお、同条第 4 号の福祉用具の修理については、専門的な技術を有する者に行わせても差し支えないが、この場合にあっては、**専門相談員が責任をもって修理後の点検を行うものとする。【解釈通知第 3 の 11 の 3 (3) ①】**

【特定福祉用具販売】

居宅基準第 214 条は、指定特定福祉用具販売に係る福祉用具専門相談員の業務の方針、手続を明確にしたものであり、福祉用具専門相談員は原則としてこれらの手続を自ら行う必要がある。【解釈通知第 3 の 1 2 の 3 (3) ①】

【福祉用具貸与・特定福祉用具販売】

(2) 福祉用具貸与及び特定福祉用具販売のいずれにも該当する福祉用具（以下「対象福祉用具」という。）に係る福祉用具貸与又は特定福祉用具販売の提供に当たっては、利用者が指定福祉用具貸与又は指定特定福祉用具販売のいずれかを選択できることについて十分な説明を行った上で、利用者の当該選択に当たって必要な情報を提供するとともに、医師、理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、居宅サービス計画の原案に位置付けた指定居宅サービス等の担当者その他の関係者の意見及び利用者の身体の状態等を踏まえ、提案を行う。

【福祉用具貸与・特定福祉用具販売】

対象福祉用具に係る指定福祉用具貸与又は特定福祉用具販売の提供に当たっては、同号の規定に基づき、福祉用具貸与又は特定福祉用具販売のいずれかを利用者が選択できることや、それぞれのメリット及びデメリット等、利用者の選択に当たって必要な情報を提供しなければならない。

また、提案に当たっては、利用者の身体状況や生活環境等の変化の観点から、医師、理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、介護支援専門員、居宅サービス計画の原案に位置付けた指定居宅サービス等の担当者等から聴取した意見又は、退院・退所時カンファレンス又はサービス担当者会議といった多職種による協議の結果を踏まえた対象福祉用具の利用期間の見通しを勘案するものとする。

なお、提案に当たっては、医師、理学療法士、作業療法士、言語聴覚士からのいずれかの意見を介護支援専門員等と連携するなどの方法により聴取するものとするが、利用者の安全の確保や自立を支援する必要性から遅滞なくサービス提供を行う必要があるなど、やむを得ない事情がある場合は、この限りではない。【解釈通知第 3 の 1 1 の 3 (3) ②、第 3 の 1 2 の 3 (3) ②】

【福祉用具貸与・特定福祉用具販売】

(3) 福祉用具貸与又は特定福祉用具販売の提供に当たっては、貸与する福祉用具の機能、安全性、衛生状態等に関し、定期的点検を行う。

【福祉用具貸与・特定福祉用具販売】

(4) 福祉用具貸与又は特定福祉用具販売の提供に当たっては、利用者の身体の状態等に応じて福祉用具の調整を行うとともに、当該福祉用具の使用方法、使用上の留意事項、故障時の対応等を記載した文書を利用者に交付し、十分な説明を行った上で、必要に

応じて利用者に実際に当該福祉用具を使用させながら使用方法の指導を行う。

【福祉用具貸与】

居宅基準第 199 条第 4 号は、指定福祉用具貸与の提供に当たっての調整、説明及び使用方法の指導について規定したものであるが、特に、電動車いす、移動用リフト等の使用に際し安全性の面から注意が必要な福祉用具については、訓練操作の必要性等利用に際しての注意事項について十分説明するものとする。また、自動排泄処理装置等の使用に際し衛生管理の面から注意が必要な福祉用具については、利用者又は家族等が日常的に行わなければならない衛生管理（洗浄、点検等）について十分説明するものとする。

なお、同号の「福祉用具の使用方法、使用上の留意事項、故障時の対応等を記載した文書」は、当該福祉用具の製造事業者、指定福祉用具貸与事業者等の作成した取扱説明書をいうものである。【解釈通知第 3 の 1 1 の 3（3）③】

【特定福祉用具販売】

居宅基準第 214 条第 4 号は、指定特定福祉用具販売の提供に当たっての調整、説明及び使用方法の指導について規定したものであるが、特に、腰掛便座、自動排泄処理装置の交換可能部品等の使用に際し衛生面から注意が必要な福祉用具については、衛生管理の必要性等利用に際しての注意事項を十分説明するものとする。なお、同号の「福祉用具の使用方法、使用上の留意事項、故障時の対応等を記載した文書」は、当該特定福祉用具の製造事業者、指定特定福祉用具販売事業者等の作成した取扱説明書をいうものである。

【解釈通知第 3 の 1 2 の 3（3）③】

【福祉用具貸与】

(5) 福祉用具貸与の提供に当たっては、利用者等からの要請等に応じて、貸与した福祉用具の使用状況を確認し、必要な場合は、使用方法の指導、修理等を行う。

居宅基準第 199 条第 5 号は、指定福祉用具貸与の提供に当たっての随時の使用方法の確認及び指導・修理について規定したものであるが、特に自動排泄処理装置等の使用に際し衛生管理の面から注意が必要な福祉用具については、当該福祉用具の製造事業者が規定するメンテナンス要領等に則り、定期的な使用状況の確認、衛生管理、保守・点検を確実に実施すること。【解釈通知第 3 の 1 1 の 3（3）④】

【特定福祉用具販売】

(6) 対象福祉用具に係る指定特定福祉用具販売の提供に当たっては、利用者等からの要請等に応じて、販売した福祉用具の使用状況を確認するよう努めるとともに、必要な場合は、使用方法の指導、修理等を行うよう努めるものとする。

対象福祉用具に係るサービスを提供した福祉用具専門相談員は利用者等に対し、福祉用具の不具合時の連絡等使用に当たっての要請が行えるよう連絡先を情報提供するものとする。【解釈通知第 3 の 1 1 の 3（3）⑤】

【福祉用具貸与・特定福祉用具販売】

(7) 福祉用具貸与又は指定特定福祉用具販売の提供に当たっては、当該利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束等を行ってはならない。

(8) 前号の身体的拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録しなければならない。

【福祉用具貸与・特定福祉用具販売】

同条第6号及び第7号は、当該利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束等を行う場合にあっては、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録しなければならないこととしたものである。

また、緊急やむを得ない理由については、切迫性、非代替性及び一時性の3つの要件を満たすことについて、組織等としてこれらの要件の確認等の手続きを極めて慎重に行うこととし、その具体的な内容について記録しておくことが必要である。

なお、居宅基準第205条の2第2項（第215条第2項）の規定に基づき、当該記録は、2年間保存しなければならない。【解釈通知第3の11の3（3）⑤、第3の12の3（3）⑦】

【福祉用具貸与】

(9) 居宅サービス計画に指定福祉用具貸与が位置づけられる場合には、当該計画に福祉用具貸与が必要な理由が記載されるとともに、当該利用者に係る介護支援専門員により、必要に応じて随時その必要性が検討された上で、継続が必要な場合にはその理由が居宅サービス計画に記載されるように必要な措置を講じるものとする。

居宅基準第199条第8号は、居宅サービス計画に指定福祉用具貸与が位置づけられる場合、主治の医師等からの情報伝達及びサービス担当者会議の結果を踏まえ、介護支援専門員は、当該計画へ指定福祉用具貸与の必要な理由の記載が必要となるため、福祉用具専門相談員は、これらのサービス担当者会議等を通じて、福祉用具の適切な選定のための助言及び情報提供を行うことが必要である。

また、必要に応じて随時、介護支援専門員は、同様の手続により、その必要な理由を記載した内容が、現在の利用者の心身の状況及びその置かれている環境等に照らして、妥当なものかどうかの検証が必要となるため、福祉用具専門相談員は、サービス担当者会議等を通じて、福祉用具の適切な選定のための助言及び情報提供を行う等の必要な措置を講じなければならない。【解釈通知第3の11の3（3）⑥】

【特定福祉用具販売】

(10) 居宅サービス計画に指定特定福祉用具販売が位置づけられる場合には、当該計画に特定福祉用具販売が必要な理由が記載されるように必要な措置を講じるものとする。

居宅基準第 214 条第 8 号は、居宅サービス計画に指定特定福祉用具販売が位置づけられる場合、主治の医師からの情報伝達及びサービス担当者会議の結果を踏まえ、介護支援専門員は、当該計画へ指定特定福祉用具販売の必要理由の記載が必要となるため、福祉用具専門相談員は、これらのサービス担当者会議等を通じて、福祉用具の適切な選定のための助言及び情報提供を行う等の必要な措置を講じなければならない。

【解釈通知第 3 の 1 2 の 3 (3) ④】

【福祉用具貸与】

(11) 指定福祉用具貸与の提供に当たっては、同一種目における機能又は価格帯の異なる複数の福祉用具に関する情報を利用者に提供するものとする。

同条第 9 号は、利用者が適切な福祉用具を選択するための情報の提供について規定したものであるが、その提供に当たっては、現在の利用者の心身の状況及びその置かれている環境等に照らして行うものとする。【解釈通知第 3 の 1 1 の 3 (3) ⑦】

平成 30 年度介護報酬改定に関する Q & A vol. 1 より

問：機能や価格帯の異なる複数の商品の提示が困難な場合は、一つの商品の提示で良いか。

答：例えば、他に流通している商品が確認できない場合、福祉用具本体の選択により適合する付属品が定まる場合は、差し支えない。

福祉用具貸与計画又は指定特定福祉用具販売計画の作成

(居宅基準第 199 条の 2・第 214 条の 2、予防基準第 278 条の 2・第 292 条)

【福祉用具貸与】

(1) 福祉用具専門相談員は、利用者の希望、心身の状況及びその置かれている環境を踏まえ、福祉用具貸与の目標、当該目標を達成するための具体的なサービスの内容、福祉用具貸与計画の実施状況の把握（モニタリング）を行う時期等を記載した**福祉用具貸与計画**を作成しなければならない。

この場合において、指定特定福祉用具販売の利用があるときは、第 214 条の 2 第 1 項に規定する指定特定福祉用具販売計画と一体のものとして作成されなければならない。

【指定特定福祉用具販売】

(2) 福祉用具専門相談員は、利用者の心身の状況、希望及びその置かれている環境を踏まえて、指定特定福祉用具販売の目標、当該目標を達成するための具体的なサービスの内容

等を記載した**特定福祉用具販売計画**を作成しなければならない。

この場合において、福祉用具貸与の利用があるときは、第 199 条の 2 第 1 項に規定する福祉用具貸与計画と一体のものとして作成しなければならない。

【福祉用具貸与・特定福祉用具販売】

- (3) 福祉用具貸与計画又は**特定福祉用具販売計画**は、既に居宅サービス計画（介護予防サービス計画）が作成されている場合は、当該計画の内容にそって作成しなければならない。

【福祉用具貸与・特定福祉用具販売】

- (4) 福祉用具専門相談員は、**福祉用具貸与計画**又は**特定福祉用具販売計画**の作成にあたっては、その内容を利用者や家族に説明し、利用者の同意を得なければならない。

【福祉用具貸与】

- (5) 福祉用具専門相談員は、**福祉用具貸与計画**を作成した際には、当該福祉用具貸与計画を利用者及び当該利用者に係る居宅支援専門員に交付しなければならない。

【特定福祉用具販売】

- (6) 福祉用具専門相談員は、**特定福祉用具販売計画**を作成した際には、当該特定福祉用具販売計画を利用者に交付しなければならない。

【福祉用具貸与】

- (7) 福祉用具専門相談員は、福祉用具貸与計画の作成後、モニタリングを行うものとする。
ただし、対象福祉用具に係る指定福祉用具貸与の提供に当たっては、福祉用具貸与計画に基づくサービス提供の開始時から六月以内に少なくとも一回モニタリングを行い、その継続の必要性について検討を行うものとする。
- (8) 福祉用具専門相談員は、モニタリングの結果を記録し、当該記録をサービスの提供に係る居宅サービス計画を作成した指定居宅介護支援事業者に報告しなければならない。
- (9) 福祉用具専門相談員は、モニタリングの結果を踏まえ、必要に応じて計画の変更を行うものとする。
- (10) 第 1 項から第 4 項までの規定は前項に規定する**福祉用具貸与計画の変更**について準用する。

【特定福祉用具販売】

- (11) 福祉用具専門相談員は、対象福祉用具に係る指定特定福祉用具販売の提供に当たっては、特定福祉用具販売計画の作成後、当該特定福祉用具販売計画に記載した目標の達成状況の確認を行うものとする。

福祉用具貸与計画の作成

【解釈通知第3の11の3(3)⑧】

イ 居宅基準第199条の2第1項は、福祉用具専門相談員が利用者ごとに、福祉用具貸与計画を作成しなければならないこととしたものである。なお、指定特定福祉用具販売の利用がある場合は、指定福祉用具貸与と指定特定福祉用具販売に係る計画は、一体的に作成すること。

ロ 福祉用具専門相談員は、福祉用具貸与計画には、福祉用具の利用目標、具体的な福祉用具の機種、当該機種を選定した理由、福祉用具貸与計画の実施状況の把握（モニタリング）を行う時期等を記載すること。その他、関係者間で共有すべき情報（福祉用具使用時の注意事項等）がある場合には、留意事項に記載すること。

なお、福祉用具貸与計画の様式については、各事業所ごとに定めるもので差し支えない。

ハ 福祉用具貸与計画は、居宅サービス計画に沿って作成されなければならないこととしたものである。

なお、福祉用具貸与計画を作成後に居宅サービス計画が作成された場合は、当該福祉用具貸与計画が居宅サービス計画に沿ったものであるか確認し、必要に応じて変更するものとする。

ニ 福祉用具貸与計画は、利用者の心身の状況、希望及びその置かれている環境を踏まえて作成されなければならないものであり、サービス内容等への利用者の意向の反映の機会を保障するため、福祉用具専門相談員は、福祉用具貸与計画の作成に当たっては、その内容等を説明した上で利用者の同意を得なければならない。また、当該福祉用具貸与計画を利用者に交付しなければならない。

なお、福祉用具貸与計画は、居宅基準第204条の2第2項の規定に基づき、2年間保存しなければならない。

ホ 同条第5項から第7項までは、福祉用具専門相談員に対して、福祉用具貸与計画に記載した時期にモニタリングを行うとともに、その際、居宅サービスの提供状況等について記録し、その記録を居宅介護支援事業者に報告することを義務づけるものである。当該報告は、居宅介護支援事業者において、福祉用具貸与が居宅介護サービス計画に即して適切に提供されているかどうか、また、当該福祉用具貸与計画策定時からの利用者の身体の状態等の変化を踏まえ、利用中の福祉用具が適切かどうかなどを確認するために行うものである。福祉用具専門相談員は、当該モニタリングの結果により、解決すべき課題の変化が認められるなどの場合においては、当該居宅介護支援事

業者とも相談の上、必要に応じて当該福祉用具貸与計画の変更を行うこと。

また、対象福祉用具に係る指定福祉用具貸与の提供に当たっては、利用開始時から6月以内に少なくとも1回モニタリングを行い、福祉用具の利用の必要性を確認するとともに、必要に応じて、利用者の選択に当たって必要な情報の提供を行う。当該検討に当たっては、リハビリテーション会議又はサービス担当者会議といった多職種が協議する場を活用するほか、関係者への聴取による方法も考えられる。なお、やむを得ない事情により利用開始時から六月以内にモニタリングを実施できなかった場合については、実施が可能となった時点において、可能な限り速やかにモニタリングを実施するものとする。

特定福祉用具販売計画の作成

【解釈通知第3の12の3(4)⑥】

イ 居宅基準第214条の2第1項は、福祉用具専門相談員が利用者ごとに、特定福祉用具販売計画を作成しなければならないこととしたものである。なお、指定福祉用具貸与の利用がある場合は、指定福祉用具貸与と指定特定福祉用具販売に係る計画は、一体的に作成すること。

ロ 福祉用具専門相談員は、特定福祉用具販売計画には、福祉用具の利用目標、具体的な福祉用具の機種、当該機種を選定した理由等を記載すること。その他、関係者間で共有すべき情報（福祉用具使用時の注意事項等）がある場合には、留意事項に記載すること。

なお、既に居宅サービス計画が作成されている場合には、当該計画に沿って特定福祉用具販売計画を立案すること。また、特定福祉用具販売計画の様式については、各事業所ごとに定めるもので差し支えない。

ハ 特定福祉用具販売計画は、利用者の心身の状況、希望及びその置かれている環境を踏まえて作成されなければならないものであり、サービス内容等への利用者の意向の反映の機会を保障するため、福祉用具専門相談員は、特定福祉用具販売計画の作成に当たっては、その内容等を説明した上で利用者の同意を得なければならず、また、当該特定福祉用具販売計画を利用者に交付しなければならない。なお、特定福祉用具販売計画は、居宅基準第215条第2項の規定に基づき、2年間保存しなければならない。

ニ 対象福祉用具に係る指定特定福祉用具販売の提供に当たっては、当該計画の作成後、少なくとも1回、当該計画に記載した目標の達成状況の確認を行うものとする。なお、目標の達成状況の確認方法は、訪問に限らず、本人や関係者へのテレビ電話装置等の活用による聴取等も含まれるものとし、テレビ電話装置等の活用に際しては、個人情報保護委員会・厚生労働省「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取扱いのためのガイダンス」、厚生労働省「医療情報システムの安全管理に関するガイドライン」を遵守するものとする。

ホ 居宅サービス計画に基づきサービスを提供している指定特定福祉用具販売事業所

は、当該居宅サービス計画を作成している指定居宅介護支援事業者から特定福祉用具販売計画の提供の求めがあった際には、当該特定福祉用具販売計画を提供することに協力するよう努めるものとする。

利用者に関する市町村への通知【福祉用具貸与・特定福祉用具販売】

（居宅基準第 26 条（第 205 条・第 216 条準用）、予防基準第 50 条の 3（第 276 条・第 289 条準用））

事業者は、福祉用具貸与等を受けている利用者が次の各号のいずれかに該当する場合は、遅滞なく、意見を付して、その旨を市町村（保険者）に通知しなければならない。

ア 正当な理由なしに福祉用具貸与等の利用に関する指示に従わないことにより、要介護状態等の程度を増進させたと認められるとき。

イ 偽りその他不正な行為によって保険給付を受け、又は受けようとしたとき。

管理者の責務【福祉用具貸与・特定福祉用具販売】

（居宅基準第 52 条（第 205 条・第 216 条準用）、予防基準第 52 条（第 276 条・第 289 条準用））

- （1）事業所の管理者は、福祉用具貸与等事業所の従業員の管理及び福祉用具貸与等の利用の申込みに係る調整、業務の実施状況の把握、その他の管理を一元的に行うものとする。
- （2）事業所の管理者は、従業員に対し、平成 11 年 3 月 31 日厚生省令第 37 号の「第 13 章第 4 節 運営に関する基準」の規定を遵守させるため必要な指揮命令を行うものとする。

運営規程【福祉用具貸与・特定福祉用具販売】

（居宅基準第 200 条（第 216 条準用）、予防基準第 270 条（第 289 条準用））

- （1）事業者は、事業所ごとに、次に掲げる事業の重要事項に関する運営規程を定めなければならない。

ア 事業の目的及び運営の方針

イ 従業員の職種、員数及び職務内容

ウ 営業日及び営業時間

エ 指定福祉用具貸与（又は指定特定福祉用具販売）の提供方法、取り扱う種目及び利用料（又は販売費用の額）その他の費用の額

・指定福祉用具貸与の提供方法とは、福祉用具の選定の援助、納品および使用方法の指導の方法等を指すものいう。

・その他の費用の額としては、基準第 197 条第 3 項により徴収が認められている費用の額並びに必要に応じてその他のサービスに係る費用の額に規定するものであるが、

個々の福祉用具の利用料については、その額の設定方式（利用期間に暦月による 1 月に満たない端数がある場合の算定方法等）及び目録に記載されている旨を記載すれば足りるものとし、運営規程には必ずしも額自体の記載を要しないものであること。

オ 通常の事業の実施地域

客観的にその区域が特定されるものとする。なお、通常の事業の実施地域は、利用申込に係る調整等の観点からの目安であり、当該地域を越えてサービスが行われることを妨げるものではない。

カ 虐待の防止のための措置に関する事項

虐待の防止に係る、組織内の体制（責任者の選定、従業者への研修方法や研修計画等）や虐待又は虐待が疑われる事案が発生した場合の対応方法等を示す内容であること

キ その他運営に関する重要事項

標準作業書に記載された福祉用具の消毒方法について規定すること。

勤務体制の確保等【福祉用具貸与・特定福祉用具販売】

（居宅基準第 101 条（第 205 条・第 216 条準用）

(1) 事業者は、利用者に対し適切な福祉用具貸与等を提供できるよう、事業所ごとに従業者の勤務の体制を定めなければならない。

・事業所ごとに、福祉用具専門相談員の日々の勤務時間、常勤・非常勤の別、管理者との兼務関係等を勤務表上明確にすること 【解釈通知第 3 の 6 の 3（5）】②】

(2) 事業者は、事業所ごとに、当該事業所の従業者によって福祉用具貸与等を提供しなければならない。ただし、利用者のサービス利用に直接影響を及ぼさない業務については、この限りでない。

・福祉用具の選定の援助、機能等の点検、使用方法の指導等については、当該指定福祉用具貸与事業所の従業者たる福祉用具専門相談員が行わなければならないが、福祉用具の運搬、回収、修理、保管、消毒等の利用者のサービスの利用に直接影響を及ぼさない業務については、福祉用具専門相談員以外の者又は第三者に行わせることが認められるものとしたものであること。なお、保管又は消毒を第三者に委託等する場合は、居宅基準第 203 条第 3 項の規定に留意すること。

【解釈通知第 3 の 11 の 3（10）②】

(3) 事業者は適切な福祉用具の提供をする観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であつて業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより福祉用具専門相談員の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じなければならない。

雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保等に関する法律第 11 条第 1 項及び

労働施策の総合的な推進並びに労働者の雇用の安定及び職業生活の充実等に関する法律第30条の2第1項の規定に基づき、事業主には職場におけるセクシャルハラスメントやパワーハラスメントの防止のための雇用管理上の措置を講じることが義務付けられてることを踏まえ、規定したものである。なお、セクシャルハラスメントについては上司や同僚に限らず、利用者やその家族等から受けるものも含まれることに留意すること。

【解釈通知第3の1の3(21)④】

業務継続計画の策定等【福祉用具貸与・特定福祉用具販売】

(居宅基準第30条の2(第205条・第216条準用))

- (1) 事業者は、感染症や非常災害発生時において、利用者に対する指定福祉用具貸与の提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画(以下、業務継続計画)を策定し、業務継続計画に従い必要な措置を講じなければならない。

(業務継続計画に記載する項目)

※想定される災害等は地域によって異なるものため、実態に応じて設定すること。

イ 感染症に係る業務継続計画

- a 平時からの備え(体制構築・整備、感染症防止に向けた取組の実施、備蓄品の確保等)
- b 初動対応
- c 感染拡大防止体制の確立(保健所との連携、濃厚接触者への対応、関係者との情報共有等)

ロ 災害に係る業務継続計画

- a 平常時の対応(建物・設備の安全対策、電気・水道等のライフラインが停止した場合の対策、必要品の備蓄等)
- b 緊急時の対応(業務継続計画発動基準、対応体制等)
- c 他施設及び地域との連携

- (2) 事業者は、福祉用具専門相談員に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的実施しなければならない。

○研修について

業務継続計画の具体的内容を職員間に共有するとともに、平常時の対応の必要性や、緊急時の対応にかかる理解の励行を行うこと。定期的(年1回以上)な教育を開催するとともに、新規採用時には別に研修を実施することが望ましい。

また、研修の実施内容についても記録すること。なお、感染症の業務継続計画に係る研修については、感染症の予防及びまん延の防止のための研修と一体的に実施することも差し支えない。

○訓練(シミュレーション)について

においては、感染症や災害が発生した場合において迅速に行動できるよう、業務継続計画に基づき、事業所内の役割分担の確認、感染症や災害が発生した場合に実践するケアの演習等を定期的（年１回以上）に実施するものとする。

なお、感染症の業務継続計画に係る訓練については、感染症の予防及びまん延の防止のための訓練と一体的に実施することも差し支えない。訓練の実施は、机上を含めその実施手法は問わないものの、机上及び実地で実施するものを適切に組み合わせながら実施することが適切である。

- (3) 事業者は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行うものとする。

※令和６年度４月１日より義務化

適切な研修の機会の確保並びに福祉用具専門相談員の知識及び技能の向上等

【福祉用具貸与・特定福祉用具販売】

(居宅基準第 201 条（第 216 条準用）、予防基準第 271 条（第 289 条準用）)

- (1) 事業者は、福祉用具専門相談員の資質の向上のために、福祉用具に関する適切な研修の機会を確保しなければならない。

福祉用具の種類が多様多様であり、かつ常に新しい機能を有するものが開発されるとともに、利用者の要望は多様であるため、福祉用具専門相談員は常に最新の専門知識に基づいた情報提供、選定の相談等を行うことが求められる。このため、事業者は、福祉用具専門相談員に、福祉用具の構造、使用方法等について継続的な研修を定期的かつ計画的に受けさせなければならない。

【解釈通知第 3 の 1 1 の 3（５）①】

- (2) 福祉用具専門相談員は、常に自己研鑽に励み、福祉用具貸与の目的を達成するために必要な知識及び技能の習得、維持及び向上に努めなければならない。

利用者の心身の状況を踏まえた適切な目標の設定、目標達成のための具体的なサービス内容の検討など福祉用具貸与計画の作成や利用者への説明を通じて、適切な福祉用具の選定がなされるよう援助を行うことが求められている。

【解釈通知第 3 の 1 1 の 3（５）②】

福祉用具（特定福祉用具）の取扱種目【特定福祉用具販売】

(居宅基準第 202 条（第 216 条準用）、予防基準第 272 条（第 289 条準用）)

事業者は、利用者の身体の状態の多様性、変化等に対応することができるよう、できる限り多くの種類の福祉用具（特定福祉用具）を取り扱うようにしなければならない。

衛生管理等【福祉用具貸与・特定福祉用具販売】

（居宅基準第 203 条（第 216 条準用）、予防基準第 273 条）（居宅基準第 231 条（第 216 条準用））

【福祉用具貸与・特定福祉用具販売】

（1）事業者は、従業者の清潔の保持及び健康状態について、必要な管理を行わなければならない。

① 福祉用具の種類ごとに、消毒の具体的方法及び消毒器材の保守点検の方法を記載した標準作業書を作成し、これに従い熱湯による消毒、消毒液を用いた清拭等、その種類、材質等からみて適切な消毒効果を有する方法により消毒を行うものとする。

なお、自動排泄処理装置を取り扱う場合は、当該自動排泄処理装置の製造事業者が規定するメンテナンス要領等に則り、利用者を変更する場合に必要とされる衛生管理（分解洗浄、部品交換、動作確認等）が確実に実施されるよう、特に留意すること。

『解釈通知第 3 の 1 1 の 3（6）①』

【福祉用具貸与】

（2）事業者は、回収した福祉用具を、その種類、材質等からみて適切な消毒効果を有する方法により速やかに消毒するとともに、既に消毒が行われた福祉用具と消毒が行われていない福祉用具とを区分して保管しなければならない。

【福祉用具貸与】

（3）事業者は、前項の規定にかかわらず、福祉用具の保管又は消毒を委託等により他の事業者に行わせることができる。この場合において、当該委託等の契約の内容において保管又は消毒が適切な方法により行われることを担保しなければならない。

②福祉用具の保管又は消毒の業務の全部又は一部を他の事業者（当該指定福祉用具貸与事業者が運営する他の事業所及び指定福祉用具貸与事業者に福祉用具を貸与する事業者を含む。以下「受託者等」という。）に行わせる指定福祉用具貸与事業者（以下この項において「指定事業者」という。）は、当該保管又は消毒の業務が適切な方法により行われることを担保するため、当該保管又は消毒の業務に係る委託契約（当該指定福祉用具貸与事業者が運営する他の事業所に当該保管又は消毒の業務を行わせる場合にあっては、業務規程等）において次に掲げる事項を文書により取り決めなければならない。

イ 当該委託等の範囲

ロ 当該委託等に係る業務の実施に当たり遵守すべき条件

ハ 受託者等の従業者により当該委託等がなされた業務（以下「委託等業務」とい

- う) が居宅基準第 13 章第 4 節の運営基準に従って適切に行われていることを指定事業者が定期的に確認する旨
- ニ 指定事業者が当該委託等業務に関し受託者等に対し指示を行い得る旨
- ホ 指定事業者が当該委託等業務に関し改善の必要を認め、所要の措置を講じるよう前号の指示を行った場合において当該措置が講じられたことを指定事業者が確認する旨
- ヘ 受託者等が実施した当該委託等業務により利用者に賠償すべき事故が発生した場合における責任の所在
- ト その他当該委託等業務の適切な実施を確保するために必要な事項

(4) 事業者は、(3) により福祉用具の保管又は消毒を委託等により他の事業者に行わせる場合にあっては、当該事業者の業務の実施状況について定期的に確認し、その結果等を記録しなければならない。

- ③ 指定事業者は②のハ及びホの確認の結果の**記録**を作成しなければならない。
- ④ 指定事業者が行う②のニの指示は、**文書**により行われなければならない。
- ⑤ 指定福祉用具貸与事業者は、居宅基準第 204 条の 2 第 2 項の規定に基づき、②のハ及びホの確認の結果の記録を2 年間保存しなければならない。

【解釈通知第 3 の 1 1 の 3 (5) ②】

【福祉用具貸与・特定福祉用具販売】

(5) 事業者は、事業所の設備及び備品について、衛生的な管理に努めなければならない。

(6) 事業者は、当該事業所において感染症が発生し、又は蔓延しないように次の号に掲げる措置を講じなければならない。

- ① 当該事業所における感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）をおおむね 6 月に 1 回以上開催するとともに、その結果について、福祉用具専門相談員に周知徹底を図ること。
- ② 当該事業所における感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための指針を整備すること。
- ③ 当該事業所において、福祉用具専門相談員に対し、感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための研修及び訓練を定期的実施すること。

揭示及び目録の備え付け【福祉用具貸与・特定福祉用具販売】

(居宅基準第 204 条（第 216 条準用）、予防基準第 274 条（第 289 条準用）)

(1) 事業者は、事業所の見えやすい場所に、運営規程の概要、その他の利用申込者のサー

ビスの選択に資すると認められる重要事項を掲示しなければならない。

- (2) 事業者は、(1) の重要事項を記載した書面を当該事業所に備え付け、かつ、これをいつでも関係者に自由に閲覧させることにより、掲示に代えることができる。
- (3) 指定福祉用具貸与事業者は、原則として、重要事項をウェブサイトに掲載しなければならない。
- (4) 事業者は、利用者の福祉用具の選択に資するため、事業所に、その取り扱う福祉用具の品名及び品名ごとの利用料その他の必要事項が記載された目録等を備え付けなければならない。

秘密保持等【福祉用具貸与・特定福祉用具販売】

(居宅基準第 33 条 (第 205 条・第 216 条準用)、予防基準第 53 条の 5 (第 276 条・第 289 条準用))

- (1) 事業所の従業者は、正当な理由がなく、その業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らしてはならない。
- (2) 事業者は、当該事業所の従業者であった者が、正当な理由がなく、その業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らすことがないように、**必要な措置**を講じなければならない。
- (3) 事業者は、サービス担当者会議等において、利用者の個人情報を用いる場合は利用者の同意を、利用者の家族の個人情報を用いる場合は当該家族の同意を、あらかじめ文書により得ておかなければならない。

広告【福祉用具貸与・特定福祉用具販売】

(居宅基準第 34 条 (第 205 条・第 216 条準用)、予防基準第 53 条の 6 (第 276 条・第 289 条準用))

事業者は、事業所について広告をする場合においては、その内容が虚偽又は誇大なものであってはならない。

居宅介護支援事業者に対する利益供与の禁止【福祉用具貸与・特定福祉用具販売】

(居宅基準第 35 条 (第 205 条・第 216 条準用)、予防基準第 53 条の 7 (第 276 条・第 289 条準用))

事業者は、居宅介護支援事業者又はその従業者に対し、利用者に対して特定の事業者

によるサービスを利用させることの対償として、金品その他の財産上の利益を供与してはならない。

苦情処理【福祉用具貸与・特定福祉用具販売】

（居宅基準第 36 条（第 205 条・第 216 条準用）、予防基準第 53 条の 8（第 276 条・第 289 条準用））

- (1) 事業者は、提供した福祉用具貸与等に係る利用者及びその家族からの苦情に迅速かつ適切に対応するために、苦情を受け付けるための窓口を設置する等の必要な措置を講じなければならない。

「必要な措置」とは、具体的には、相談窓口、苦情処理の体制及び手順等当該事業所における苦情を処理するために講ずる措置の概要について明らかにし、利用申込者又はその家族にサービスの内容を説明する文書に苦情に対する措置の概要についても併せて記載するとともに、事業所に掲示すること等である。

また苦情相談窓口には保険者、国保連の窓口も記載すること。

【解釈通知第 3 の 1 の 3（23）】

- (2) 事業者は、(1) の苦情を受け付けた場合には、当該苦情の内容等を記録しなければならない。

利用者及びその家族からの苦情に対し、事業者が組織として迅速かつ適切に対応するため、当該苦情の受付日、その内容等を記録することを義務付けたものである。また、苦情がサービスの質の向上を図る上での重要な情報であるとの認識に立ち、苦情の内容を踏まえ、サービスの質の向上に向けた取組を自ら行うべきである。なお、苦情の内容等の記録は、2 年間保存しなければならない。

【解釈通知第 3 の 1 の 3（23）】

- (3) 事業者は、提供した福祉用具貸与等に関し、法第 23 条の規定により市町村（保険者）が行う文書その他の物件の提出若しくは提示の求め又は当該市町村（保険者）の職員からの質問若しくは照会に応じ、及び利用者からの苦情に関して市町村（保険者）が行う調査に協力するとともに、市町村（保険者）から指導又は助言をうけた場合においては、当該指導又は助言に従って必要な改善を行わなければならない。

- (4) 事業者は、市町村（保険者）からの求めがあった場合には、(3) の改善の内容を市町村（保険者）に報告しなければならない。

- (5) 事業者は、提供した福祉用具貸与等に係る利用者からの苦情に関して国民健康保険団体連合会が行う法第 176 条第 1 項第 2 号の調査に協力するとともに、国民健康保険団

体連合会から同号の指導又は助言を受けた場合においては、当該指導又は助言に従って必要な改善を行わなければならない。

- (6) 事業者は、国民健康保険団体連合会からの求めがあった場合には、(5) の改善の内容を国民健康保険団体連合会に報告しなければならない。

地域との連携【福祉用具貸与・特定福祉用具販売】

(居宅基準第 36 条の 2 (第 205 条・第 216 条準用)、予防基準第 53 条の 9 (第 276 条・第 289 条準用))

- (1) 事業者は、その事業の運営にあたっては、提供した指定福祉用具貸与等に関する利用者からの苦情に関して、市町村等が派遣する者が相談及び援助を行う事業その他の市町村が実施する事業に協力するよう努めなければならない。

「市町村が実施する事業」には、介護相談員派遣事業のほか、広く市町村が老人クラブ、婦人会その他の非営利団体や住民の協力を得て行う事業が含まれるものである。

【解釈通知第 3 の 1 の 3 (23)】

- (2) 指定福祉用具事業者は、福祉用具事業者の所在する建物と同一の建物に居住する利用者に対して福祉用具を提供する場合には、当該建物に居住する利用者以外の者に対しても福祉用具の提供を行うよう努めなければならない。

事故発生時の対応【福祉用具貸与・特定福祉用具販売】

(居宅基準第 37 条 (第 205 条・第 216 条準用)、予防基準第 53 条の 10 (第 276 条・第 289 条準用))

- (1) 事業者は、利用者に対する福祉用具貸与等の提供により事故が発生した場合は、市町村（保険者）、当該利用者の家族、当該利用者に係る居宅介護支援事業者等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じなければならない。

利用者が安心して指定福祉用具貸与又は指定特定福祉用具販売の提供を受けられるよう、事故発生時の速やかな対応を規定したものである。事業者は、利用者に対する指定福祉用具貸与又は指定特定福祉用具販売の提供により事故が発生した場合は、市町村、当該利用者の家族、当該利用者に係る居宅介護支援事業者等に対して連絡を行う等の必要な措置を講じるべきこととしたものである。 【解釈通知第 3 の 1 の 3 (25)】

- (2) 事業者は、(1) の事故の状況及び事故に際して採った処置について記録しなければならない。

居宅基準第 204 条の 2 第 2 項又は第 215 条第 2 項の規定に基づき、事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録は、2 年間保存しなければならない。

- (3) 事業者は、利用者に対する福祉用具貸与等の提供により賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行わなければならない。

- ① 利用者に対する指定福祉用具貸与（指定特定福祉用具販売）の提供により事故が発生した場合の対応方法については、あらかじめ事業者が定めておくことが望ましいこと。
- ② 事業者は、賠償すべき事態において速やかに賠償を行うため、損害賠償保険に加入しておくか、又は賠償資力を有することが望ましいこと。
- ③ 事業者は、事故が生じた際にはその原因を解明し、再発生を防ぐための対策を講じること。

【解釈通知第3の1の3（25）】

虐待の防止【福祉用具貸与・特定福祉用具販売】

（居宅基準第37条の2（第205条・第216条準用））

- (1) 事業所は、虐待の発生またはその再発を防止するため、次の各号に定める措置を講じなければならない。

一 当該事業所における虐待の防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）を定期的に開催するとともに、その結果について、福祉用具専門相談員に周知徹底を図ること。

【委員会で検討する事項】

- ①虐待防止検討委員会その他事業所内の組織に関すること
- ②虐待の防止のための指針の整備に関すること
- ③虐待の防止のための職員件数の内容に関すること
- ④虐待等について、従業者が相談・報告できる体制・整備に関すること
- ⑤従業者が高齢者虐待を把握した場合に、市町村への通報が迅速かつ適切に行われるための方法に関すること
- ⑥虐待等が発生した場合、その発生原因等の分析から得られる再発の確実な防止策に関すること
- ⑦⑥の再発防止策を講じた際に、その効果についての評価に関すること

二 当該事業所における虐待防止のための指針を整備すること。

【指針に盛り込む事項】

- ①事業所における虐待の防止に関する基本的考え方
- ②虐待防止検討委員会その他事業所内の組織に関する事項
- ③虐待の防止のための職員研修に関する基本方針
- ④虐待等が発生した場合の対応方法に関する基本方針
- ⑤虐待等が発生した場合の相談・報告体制に関する事項
- ⑥成年後見制度の利用支援に関する事項

- ⑦虐待等に係る苦情解決方法に関する事項
- ⑧利用者等に対する当該指針の閲覧に関する事項
- ⑨その他虐待の防振の推進のために必要な事項

三 当該事業所において、福祉用具専門相談員に対し、虐待の防止のための研修を定期的に実施すること。

四 前三号に掲げる措置を適切に実施するための担当者を置くこと。

※令和 6 年度 4 月 1 日より義務化

会計の区分【福祉用具貸与・特定福祉用具販売】

(居宅基準第 38 条 (第 205 条・第 216 条準用)、予防基準第 53 条の 11 (第 276 条・第 289 条準用))

事業者は、事業所ごとに経理を区分するとともに、福祉用具貸与等の事業の会計とその他の事業の会計を区分しなければならない。

記録の整備【福祉用具貸与・特定福祉用具販売】

(居宅基準第 204 条の 2、第 215 条、予防基準第 275 条、第 288 条)

- (1) 事業者は、従業者、設備、備品及び会計に関する諸記録を整備しておかなければならない。
- (2) 事業者は、利用者に対する福祉用具貸与等の提供に関する次に掲げる記録を整備し、その完結の日から 2 年間保存しなければならない。
 - ① (介護予防) 福祉用具貸与計画、特定 (介護予防) 福祉用具販売計画
 - ② 提供した個々の具体的なサービスの内容等の記録
 - ③ 身体的拘束等の態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由の記録
 - ④ 福祉用具の保管・消毒に係る業務が運営基準にしたがって適切に行われていることを事業者が確認した結果の記録及び、指定事業者が当該委託等業務に関し改善の措置を指示した文書
 - ⑤ 利用者に関する市町村への通知に係る記録
 - ⑥ 苦情の内容等の記録
 - ⑦ 事故の状況及び事故に際して採った処理についての記録

6. 福祉用具貸与費の算定及び取扱い

福祉用具貸与費の単位数の算定

事業所において、福祉用具貸与を行った場合に、現に福祉用具貸与に要した費用の額を当該事業所の所在地に適用される **1 単位**の単価で除して得た単位数（1 単位未満の端数があるときは、これを四捨五入して得た単位数）とする。ただし、1 月当たりの平均貸与件数が 100 件以上となったことのある福祉用具に係る指定福祉用具貸与については、別に厚生労働大臣が定める福祉用具貸与の基準を満たさない指定福祉用具貸与を行った場合は、福祉用具貸与費は算定しない。

○別に厚生労働大臣が定める福祉用具貸与及び介護予防福祉用具貸与の基準

（平成 30 年厚生労働省告示第 80 号）【平成 30 年 10 月 1 日施行】

福祉用具貸与及び介護予防福祉用具貸与の提供に当たり、**福祉用具の貸与価格**が、当該福祉用具の**全国平均貸与価格**に当該福祉用具の全ての貸与価格の**標準偏差を加えること**で算出される額を超えないこと。

高齢者虐待防止措置未実施減算

別に厚生労働大臣が定める基準を満たさない場合は、高齢者虐待防止措置未実施減算として、所定単位数の 100 分の 1 に相当する単位数を所定単位数から減算する。
高齢者虐待防止措置未実施減算については、事業所において高齢者虐待が発生した場合ではなく、指定居宅サービス基準第 37 条の 2（指定居宅サービス等基準第 39 条の 3 において準用する場合を含む。）に規定する措置を講じていない場合に、利用者全員について所定単位数から減算する。具体的には、高齢者虐待防止のための対策を検討する委員会を定期的に開催していない、高齢者虐待防止のための指針を整備していない、高齢者虐待防止のための年 1 回以上の研修を実施していない又は高齢者虐待防止措置を適正に実施するための担当者を置いていない事実が生じた場合、速やかに改善計画を都道府県知事に提出した後、事実が生じた月から 3 月後に改善計画に基づく改善状況を都道府県知事に報告することとし、事実が生じた月の翌月から改善が認められた月までの間について、利用者全員について所定単位数から減算することとする。

業務継続計画未実施減算

別に厚生労働大臣が定める基準を満たさない場合は、業務継続計画未策定減算として、所定単位数の 100 分の 1 に相当する単位数を所定単位数から減算する。

（解釈通知）

指定居宅サービス等基準第30条の2第1項（指定居宅サービス等基準第39条の3において準用する場合を含む。）に規定する基準を満たさない事実が生じた場合に、その翌月（基準を満たさない事実が生じた日が月の初日である場合は当該月）から基準を満たない状況が解消されるに至った月まで、当該事業所の利用者全員について、所定単位数から減算することとする。

なお、経過措置として、令和7年3月31日までの間、当該減算は適用しないが、義務となっていることを踏まえ、速やかに作成すること。

特別地域加算 ※（介護予防）福祉用具貸与のみ

搬出入に要する費用は、現に指定福祉用具貸与に要した費用に含まれるものとし、個別には評価しない。

ただし、指定福祉用具貸与事業所が別に厚生労働大臣が定める地域（詳細は中山間地域等一覧表参照）に所在する場合にあっては、加算する。

中山間地域等の小規模事業所加算 ※（介護予防）福祉用具貸与のみ

厚生労働大臣が定める中山間地域等の地域（**※中山間地域等一覧参照**）にある小規模事業所の場合にあっては、福祉用具貸与の開始日の属する月に、事業者の通常の事業の実施地域において加算する。なお、当該加算を算定する旨について利用者に事前に説明を行い、**同意を得て**サービスを行う必要があること。

【小規模事業所とは・・・】

1月当たり**実利用者数が15人以下**の福祉用具貸与事業所

介護予防福祉用具貸与事業所にあっては1月当たり**実利用者数が5人以下**

【実利用者数とは・・・】

前年度（3月を除く）の1月当たりの平均実利用者数をいうものとし、前年度の実績が6月に満たない事業所（新たに事業を開始し、または再開した事業所を含む）については、直近の3月における1月当たりの平均実利用者数を用いるものとする。したがって、新たに事業を開始し、または再開した事業者については、4月目以降届出が可能となるものであること。平均実利用者数については、毎月ごとに記録するものとし、所定の人数を上回った場合については、直ちに変更の届出を提出しなければならない。

中山間地域等提供加算※（介護予防）福祉用具貸与のみ

厚生労働大臣が定める中山間地域等の地域に居住する利用者に対して、**通常の事業の実施地域を越えて**福祉用具貸与を行う場合は、加算する。

事業所が離島等に所在する場合における交通費の加算の取扱い

①交通費の算出方法について

「特別地域加算」から「中山間地域等提供加算」の算出に係る「通常の事業の実施地域において指定福祉用具貸与を行う場合に要する交通費」の額は、**最も経済的な通常の経路及び方法**（航空賃等に階級がある場合は、最も安価な階級）による**交通費**とすることを基本として、**実費**（空路で運搬又は移動する場合には航空賃、水路で運搬又は移動する場合には船賃、陸路で運搬又は移動する場合には燃料代及び有料道路代（運送業者を利用して運搬した場合はその利用料））を基礎とし、複数の福祉用具を同一利用者に貸与して同時に運搬若しくは移動を行う場合又は一度に複数の利用者に係る福祉用具貸与のための運搬又は移動を行う場合における交通費の実費を勘案して、合理的に算出するものとする。

②交通費の価格体系の設定等について

指定福祉用具貸与事業者は、交通費の額及び算出方法について、あらかじめ**利用者の居住する地域に応じた価格体系**を設定し、**運営規程に記載しておくものとする**。なお、指定福祉用具貸与事業者は、**運営規程に記載した交通費の額及びその算出方法**を指定福祉用具貸与の提供に当たって利用者に説明するとともに、当該利用者に係る運搬又は移動に要した経路の費用を証明できる書類（**領収書等**）を保管し、利用者に対する指定福祉用具貸与の提供に関する記録として保存するものとする。

③「特別地域加算」に規定する別に厚生労働大臣が定める地域に所在する指定福祉用具貸与事業所が複数の福祉用具を同一利用者に対して同時に貸与した場合の加算限度について

複数の福祉用具を同一利用者に対して同時に貸与した場合には、保険給付対象となる福祉用具の貸与に要する費用の合計額の **100 分の 100** に相当する額を限度として加算できるものとする。この場合において、交通費の額が当該 **100 分の 100** に相当する額に満たないときは、**当該交通費を合理的な方法により按分**して、それぞれの福祉用具に係る**加算額を明確**にするものとする。

サービス種類相互の算定関係

- (1) 特定施設入居者生活介護費（短期利用特定施設入居者生活介護費を算定する場

合を除く。)又は認知症対応型共同生活介護費(短期利用認知症対応型共同生活介護費算定を算定する場合を除く。)、地域密着型特定施設入居者生活介護費(短期利用地域密着型特定施設入居者生活介護費を算定する場合を除く。)若しくは地域密着型介護老人福祉施設入居者生活介護費を算定している場合は、福祉用具費は算定しない。

介護報酬算定上の留意点

- (1) 身体障害者物品に該当しない福祉用具の貸与について、消費税相当額を含めた費用の総額が保険給付の対象となる。
- (2) 消費税相当額を含んだ利用料等の総額表示を行う。
- (3) 車いす、特殊寝台等の付属品の貸与費は、車いす等の本体と一体的に使用した場合(既に購入又は介護保険法以外の法による給付を受けている利用者に対して付属品のみを貸与した場合を含む。)に算定できるものとし、付属品のみを貸与はできない。
- (4) 複数の福祉用具の貸与を受けると割引になる場合(いわゆるセット割引)については、予め減額の規程を届け出ることにより、通常の貸与価格から減額して貸与することが可能となった。
- (5) 福祉用具貸与事業者が、受領した自己のサービス提供に係る利用者負担(特定福祉用具の購入に要した費用)を金品その他の財産上の利益に替えて直接的または間接的に供与し、事実上自己の利用者の利用者負担の全部又は一部を軽減している場合、また、自己以外の者が自己のサービス提供に係る(特定福祉用具の購入に係る)利用者負担を前提として、自己の利用者に対して金品その他の財産上の利益を供与している場合は、介護保険への請求は行えない。

軽度者に係る福祉用具貸与について

- (1) 軽度者(要介護1、要支援1及び2の者)に係る福祉用具貸与費については、その状態像から見て使用が想定しにくい「車いす」「車いす付属品」「特殊寝台」「特殊寝台付属品」「床ずれ防止用具」「体位変換器」「認知症老人徘徊感知機器」「移動用リフト(つり具の部分を除く。)」及び「自動排泄処理装置」(以下「対象外種目」という)に対しては、原則として算定できない。また、「自動排泄処理装置(尿のみを自動的に吸引する機能のものを除く。)」については、要介護1の者に加え、要介護2及び要介護3の者に対しては、原則として算定できない。しかし、利用者告示第31号のイ(別表1)で定める状態像に該当する者については、軽度者であっても算定が可能であり、その判断については、次のとおりとする。

ア 原則として次の表の定めるところにより、「要介護認定等基準時間の推計の方法」(平成11年厚生省告示第91号)別表第一の調査票(要介護認定調査)のうち基本調査の直近の結果(以下単に「基本調査の結果」という。)を用い、その要否を判断

するものとする。

イ ただし、アの（二）「日常生活範囲における移動の支援が特に必要と認められる者」及びオの（三）「生活環境において段差の解消が必要と認められる者」については、該当する基本調査結果がないため、主治の医師から得た情報及び福祉用具専門相談員のほか軽度者の状態像について適切な助言が可能な者が参加するサービス担当者会議等を通じた適切なケアマネジメントにより指定居宅介護支援事業者が判断することとなる。なお、この判断の見直しについては、居宅サービス計画に記載された必要な理由を見直す頻度（必要に応じて随時）で行うこととする。

ウ また、アにかかわらず、次の i) から iii) までのいずれかに該当する旨が医師の医学的な所見に基づき判断され、かつ、サービス担当者会議等を通じた適切なケアマネジメントにより福祉用具貸与が特に必要である旨が判断されている場合にあっては、これらについて、市町村が書面等確実な方法により確認することにより、その可否を判断することができる。この場合において、当該医師の医学的な所見については、主治医意見書による確認のほか、医師の診断書又は担当の介護支援専門員が聴取した居宅サービス計画に記載する医師の所見により確認する方法でも差し支えない。

i) 疾病その他の原因により、状態が変動しやすく、日によって又は時間帯によって、頻繁に利用者告示第 31 号のイに該当する者

（例：パーキンソン病の治療薬による ON・OFF 現象）

ii) 疾病その他の原因により、状態が急速に悪化し、短期間のうちに利用者等告示第 31 号のイに該当するに至ることが確実に見込まれる者

（例：がん末期の急速な状態悪化）

iii) 疾病その他の原因により、身体への重大な危険性又は症状の重篤化の回避等医学的判断から利用者等告示第 31 号のイに該当すると判断できる者

（例：ぜんそく発作等による呼吸不全、心疾患による心不全、嚥下障害による誤嚥性肺炎の回避）

注 括弧内の状態は、あくまでも i) ～ iii) の状態の者に該当する可能性のあるものを例示したにすぎない。また、逆に括弧内の状態以外の者であっても、i) ～ iii) の状態であると判断される場合もありうる。

(2) 基本調査結果による判断の方法

指定福祉用具貸与事業者は、軽度者に対して、対象外種目に係る指定福祉用具貸与費を算定する場合には、次表（P38）の表に従い、「厚生労働大臣が定める者」のイへの該当性

を判断するための基本調査の結果の確認については、次に定める方法による。なお、当該確認に用いた文書等については、サービス記録と併せて保存しなければならない。

ア 当該軽度者の担当である指定居宅介護支援事業者から当該軽度者の「要介護認定等基準時間の推計の方法」別表第1の認定調査票について必要な部分（実施日時、調査対象者等の時点の確認及び本人確認ができる部分並びに基本調査の回答で当該軽度者の状態像の確認が必要な部分）の写し（以下「調査票の写し」という。）の内容が確認できる文書を入手することによること。

イ 当該軽度者に担当の指定居宅介護支援事業者がいらない場合にあつては、当該軽度者の調査票の写しを本人に情報開示させ、それを入手すること。

福祉用具貸与の価格について

- (1) 福祉用具貸与の価格については、同一製品で非常に高額になるケース等が一部存在していること等を踏まえ、競争を通じた価格の適正化を推進する。

表

対象外種目	厚生労働大臣が定める者イ	厚生労働大臣が定める者のイに該当する 基本調査の結果
ア 車いす及び 車いす付属品	次のいずれかに該当する者 日常的に歩行が困難な者 日常生活範囲における移動の支援が特 に必要と認められる者	基本調査 1－7 「3. できない」 —
イ 特殊寝台及び 特殊寝台付属品	次のいずれかに該当する者 日常的に起き上がりが困難な者 日常的に寝返りが困難な者	基本調査 1－4 「3. できない」 基本調査 1－3 「3. できない」
ウ 床ずれ防止用具 及び体位変換器	日常的に寝返りが困難な者	基本調査 1－3 「3. できない」
エ 認知症老人徘徊 感知機器	次のいずれにも該当する者 意思の伝達、介護者への反応、記憶・理 解のいずれかに支障がある者 移動において全介助を必要としない者	基本調査 3－1 「1. 調査対象者が意思を他者に伝達でき る」以外 又は基本調査 3－2～基本調査 3－7 のいずれか 「2. できない」 又は基本調査 3－8～基本調査 4－15 のいずれか 「1. ない」以外 その他、主治医意見書において、認知症 の症状がある旨が記載されている場合も 含む。 基本調査 2－2 「4. 全介助」以外
オ 移動用リフト (つり具の部分 を除く)	次のいずれかに該当する者 日常的に立ち上がりが困難な者 移乗が一部介助又は全介助を必要とす る者 生活環境において段差の解消が必要と 認められる者	基本調査 1－8 「3. できない」 基本調査 2－1 「3. 一部介助」又は 「4. 全介助」 —
カ 自動排泄処理装 置	次のいずれにも該当する者 (1) 排便が全介助を必要とする者 (2) 移乗が全介助を必要とする者	基本調査 2-6 「4.全介助」 基本調査 2-1 「4.全介助」

7. 福祉用具購入費の算定及び取扱い

福祉用具購入費の算定

- (1) 在宅の要介護者等が指定特定福祉用具販売事業者から特定福祉用具を購入したときは、市町村（保険者）が日常生活の自立を助けるために必要と認める場合に限り、居宅介護福祉用具購入費等が支給される。
- (2) 福祉用具購入費の支給は償還払いで、要介護者等の支給申請書の提出により行われる。支給額は実際の購入費の9割、8割または7割相当額（利用者負担は1割、2割または3割相当額）だが、同一年度内の総額に上限が設定されている（支給限度基準額）。
- (3) 支給限度基準額は、同一年度（4月1日からの12ヶ月）で10万円。
- (4) 同一年度内に一度、福祉用具購入費が支給されると、すでに購入した福祉用具の破損や利用者の介護の必要の程度が著しく高くなった等の特別の事情があり、市町村（保険者）が必要と認めるときでない限り、以後の期間に同一種目の特定福祉用具については、福祉用具購入費は支給されない。

福祉用具購入費支給申請書の提出

- (1) 福祉用具購入に関しては、利用者が一旦全額を支払い、後に支給申請書を市町村（保険者）に提出することで9割、8割または7割相当額が支給される。（償還払い）
- (2) 福祉用具購入費支給申請書に記載・添付されるべき事項は以下のとおりである。
 - ア 福祉用具の種目、商品名、製造事業者名、販売事業者名
 - イ 福祉用具の購入にかかった費用、購入年月日
 - ウ 福祉用具を必要とする理由
 - エ 福祉用具の購入に係る領収書
 - オ パンフレット等福祉用具の概要を記載した書面

算定上の留意点

- (1) 居宅サービス計画に福祉用具購入が位置づけられている場合、福祉用具専門相談員は、当該計画に福祉用具が必要な理由が記載されるよう、サービス担当者会議等を通じて助言・情報提供等を行う等必要な措置を講じること。
- (2) 居宅サービス計画が作成されていない場合、福祉用具専門相談員は、福祉用具購入費の支給申請に係る福祉用具が必要な理由が記載された書類が作成されていることを確認し、適切な助言を行うこと。

8. 届出関係

1 変更届

事業者は、当該指定に係る事項に変更があったときは、変更後 10 日以内に別紙 3 の様式によりその旨を都道府県知事に届け出る。

【当該指定に係る事項とは・・・】

事業所の名称及び所在地、主たる事務所の所在地、代表者・役員・管理者の氏名・
生年月日・住所、定款及びその登記事項証明書、事業所の建物の構造、運営規程、福祉用
具の保管・消毒方法及び委託先の状況

2 体制届

事業者は、加算の体制に変更がある場合には、変更月の前月 15 日までに（あり→なし、
該当→非該当への変更の場合は要件を満たさなくなったら速やかに）その旨を都道府県知
事（佐賀中部広域連合管内については佐賀中部広域連合長）に届け出る。

3 廃止・休止届

事業者は、事業を廃止又は休止するときは、予定の 1 月前までに第 4 号様式によりその
旨を都道府県知事に届け出る。

9. 過去の指導・監査時の指摘事項

指摘事項の根拠法令については、指摘当時の条文になっています。

介護保険法等

【変更の届出等】

- ・運営規程の営業日に変更について、変更届が提出されていなかった。
- ・運営規程の変更について、変更届が届出されていなかった。

→指定居宅サービス事業所は、当該指定に係る事業所の名称及び所在地その他厚生労働省令で定める事項に変更があったとき、又は休止した当該指定居宅サービスの事業を再開したときは、厚生労働省令で定めるところにより、十日以内に、その旨を都道府県知事に届け出なければならない。【根拠法令：介護保険法第七十五条】

人員基準

【福祉用具専門相談員の員数の届出等】

- ・福祉用具専門相談員の常勤換算 2 人以上の基準が満たされていない。

・指定福祉用具貸与（販売）の事業を行う者が当該事業を行う事業所ごとに置くべき福祉用具専門相談員の員数は、常勤換算方法で 2 以上とする。

【根拠法令：平 11 厚生省令第 37 号第 194 条、第 208 条】

運営基準

【居宅サービス計画に沿ったサービスの提供】

- ・居宅サービス計画が確認できない者が見受けられる。

・指定福祉用具貸与事業者は、居宅サービス計画が作成されている場合は、当該計画に沿った指定福祉用具貸与を提供しなければならない。

【根拠法令：平 11 年厚生省令第 37 号第 13 条】

【運営規程】

- ・運営規程に記載されている通常の事業の実施地域について、一部の地域に記載漏れが見受けられる。

・指定福祉用具貸与事業者は、指定福祉用具貸与事業所ごとに、次に掲げる事業の運営についての重要事項に関する規程を定めておかなければならない。

五 通常の事業の実施地域

【根拠法令：平 11 年厚生省令第 37 号第 200 条】

【衛生管理等】

・感染症予防や発生時の対応方法等について研修等で職員への周知ができていない。

・感染症蔓延の防止のため、従業者の清潔の保持及び健康状態等について、必要な管理を行うとともに、感染症予防にかかるマニュアルの整備及び研修を実施すること。

【根拠法令：平 11 年厚生省令第 37 号第 203 条第 1 項】

【事故発生時の対応】

・事故発生時の対応及び事故発生予防等に関する報告体制について研修等で職員への周知ができていない。

・指定福祉用具貸与の提供により事故が発生した場合に速やかな対応ができるよう、あらかじめ事故発生時の対応を定めておくとともに、マニュアルの整備や研修を実施し、体制の整備を行うこと。

【根拠法令：平 11 年厚生省令第 37 号第 37 条（第 205 条準用）】

【掲示及び目録の備え付け】

・運営規程の概要その他の利用申込者のサービスの選択に資すると認められる重要事項の掲示がなかった。

・指定福祉用具貸与事業者は、事業所の見やすい場所に、運営規程の概要その他の利用申込者のサービスの選択に資すると認められる重要事項を掲示しなければならない

【根拠法令：平 11 年厚生省令第 37 号第 204 条第 1 項】

【福祉用具貸与計画の作成】

・福祉用具貸与計画に係る同意が取れていないものがあつた。

・福祉用具貸与計画が確認できない者が見受けられる。

・利用者の希望、心身の状況及びその置かれている環境等の記載がなされていない福祉用具貸与計画が見受けられる。

・福祉用具専門相談員は、利用者の希望、心身の状況及びその置かれている環境を踏まえ、指定福祉用具貸与の目標、当該目標を達成するための具体的なサービスの内容等を記載した福祉用具貸与計画を作成しなければならない。

【根拠法令：平 11 厚令第 37 号第 199 条の 2 第 1 項】

・福祉用具専門相談員は、福祉用具貸与計画の作成に当たっては、その内容について利用者又はその家族に対して説明し、利用者の同意を得なければならない。

【根拠法令：平 11 厚令第 37 号第 199 条の 2 第 3 項】

【特定福祉用具販売計画の作成】

- ・ 特定福祉用具販売計画が確認できない者が見受けられる。
- ・ 福祉用具貸与計画が確認できない者が見受けられる。

・ 福祉用具専門相談員は、利用者の希望、心身の状況及びその置かれている環境を踏まえ、指定福祉用具貸与の目標、当該目標を達成するための具体的なサービスの内容等を記載した福祉用具販売計画を作成しなければならない。

【根拠法令：平 11 厚令第 37 号第 214 条の 2 第 1 項】

介護報酬

【軽度者に係る福祉用具貸与】

・ 軽度者が原則として算定できない福祉用具貸与において、直近の認定調査の基本チェックリスト、主治医意見書、サービス担当者会議の記録または理由書等の必要書類の整備が不十分な事例がある。

・ 軽度者に対して車いす等の貸与の提供を行う場合は、認定調査の基本調査票に基づき、95 号告示第三十一号のイで定める状態像に該当することを確認し、または医師の医学的所見等に基づき、利用者が所定の状態像であることを確認し、それらの記録を整備すること。

【根拠法令：平 12 老企第 36 号第 2 の 9 (2)】